

訪問リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条

- 1 一般財団法人潤和リハビリテーション振興財団が開設する潤和会記念病院訪問リハビリテーション事業所（以下事業所という）の適正な運営確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある利用者に対し、心身に障害を持つ人々の全人権的復権を理念として、単なる機能回復訓練だけでなく、潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能にし、その自立を促すものを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所の従業者は、要介護者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を行い、要介護者の心身機能の維持回復を図り、家庭や社会への参加を目指すものとする。
- 2 訪問リハビリテーションの実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と密接な連携を図り、総合的なサービスに努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 訪問リハビリテーションの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 潤和会記念病院 訪問リハビリテーション事業所
- 2 住所 宮崎県宮崎市大字小松1119番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（兼務）
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 医師 1名以上（常勤兼務1名以上）
医師は、利用者の診察を行い、訪問リハビリテーションに関する指示を行うとともに、その内容について利用者又は家族に説明を行う。

3 理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士 1 名以上

理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士は、医師の指示に基づき心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助け、家庭や社会への参加へと繋げる様、定期的にリハビリテーション計画書を作成し、身体機能訓練、日常生活動作訓練、手段的日常生活動作訓練、家族支援等のリハビリテーションを行う。また、訪問日、提供したリハビリテーション内容等を診療録に記載する。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。
- 2 営業時間 月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

(通常の事業実施地域)

第 6 条 通常の実施地域は、下記の圏内で事業所から片道 10km 圏内の区域とする。

宮崎市（清武町、田野町、佐土原町、高岡町）、国富町

(訪問リハビリテーションの利用料その他の費用の額)

第 7 条

- 1 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、「介護保険負担割合証」に準ずる額とする。
- 2 第 6 条に規定した通常の事業の実施地域を超えてサービス提供を行う場合については、事業所の実施地域を超える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、事業所の実施地域を超える地点から自宅までの距離 1 km ごとに 22 円(税込)とする。ただし、1 km 未満の徴収は四捨五入する。
- 3 訪問リハビリテーションに必要な物品の提供は実費負担とする。
- 4 利用者の都合でサービスを中止する場合には、利用料の 3 割に相当するキャンセル料を徴収する。ただし、利用者の容態の急変等、緊急を要しやむを得ない事情がある場合を除く。
- 5 利用料や交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はそのご家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

(衛生管理)

第 8 条

- 1 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(個人情報の保持)

第9条

1 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

3 業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(緊急時における対応方法)

第10条

1 従業者は訪問リハビリテーションを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

4 事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーション提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第11条

1 事業所は、提供した訪問リハビリテーションに関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

- 2 事業所は、提供した訪問リハビリテーションに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した訪問リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第14条

- 1 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その

際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条

- 1 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3か月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 事業所は、適切な訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、訪問リハビリテーションに関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は一般財団法人潤和リハビリテーション振興財団と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成18年10月1日から施行する。

この規定は、平成24年10月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年3月1日から施行する。